

## 「千葉市斎場利用関係業務に係る説明会」 以外での質問とその回答

No.	分類1	分類2	質問	回答
1	予約	詳細入力	申請者の続柄は、誰から見た続柄を記入すればよいのか？	火葬許可証の続柄を記入してください。死亡者から見た続柄となります。 また、詳細入力は火葬許可証どおりに入力をして下さい。 例：申請者が死亡者の長男の場合は「長男」  ※ 詳細入力とは直接の関係はありませんが、「施設使用許可申請書」、「施設使用料減免許可申請書」の続柄は逆になります。 例：申請者が死亡者の長男の場合は「父」
2		必要書類	各申請書は必要か？ ・施設使用許可申請書  【その他必要に応じて】 ・施設使用料減免許可申請書 ・多数参列時の申請書 ・暴力団関係者利用時の申請書	予約システムの刷新後も必要書類については、変更はございません。 使用日の前日12時までに斎場にFAXまたは、御持参ください。
3		変更・キャンセル	予約時間の変更やキャンセルの手続きはどの様に行うのか。	今までどおり千葉市斎場へ電話して下さい。
4	電話予約	電話(FAX)予約からWEB予約への切り替え	葬祭業者だが極めて高齢であり零細企業である。 12月までにWEB方式に切り替えられるか不安である。	今回のWEB方式は、インターネットに接続し日本語入力だけで済む簡単なものです。 予約の確定は、死亡者のカナ入力のみであり、他は項目選択のみです。時間も1分程度で完了します。 詳細入力は、日本語入力と項目選択でこれも10分程度ですが、何回かに分けて入力することも可能です。 県内他市も、人による電話音声受付からの機械による自動受付の流れにあり、その場合はWEB受付単独ですので、この機会に覚えていただければ、各斎場においても展開が広がると思います。 それでも、御不安な際には、千葉市斎場までご相談ください。

## 「千葉市斎場利用関係業務に係る説明会」 以外での質問とその回答

No.	分類1	分類2	質問	回答
5	他	式場利用時の火葬枠	式場利用の場合、火葬時刻は、12:40までの枠となっているが、13:00以降に式場利用を伴う火葬予約はできないのか？	式場については、千葉市斎場設置管理条例に基づき、清掃済み、祭壇組み換え済みで16:00より貸出し翌日15:00までに使用者様側にて、簡易清掃後、斎場職員にて点検のうえご返却いただいております。このため使用者様は、14:30には返却の準備に入っていただく必要がありますので、火葬、収骨に必要な時間を2時間と見積もり12:40を式場利用を伴う最終の火葬枠としました。ご協力のほどよろしくお願いいたします。なお、式場利用希望で、12:40までの火葬枠に空きがない場合や13:00以降の火葬を希望する場合には、上記の貸し出し条件をクリアできることを確認のうえ千葉市斎場まで事前にご相談ください。
6	全般	システム切り替え	システム切り替え中にも予約できるようにしてほしい。	切り替え作業は、斎場オープン以来約12年間使用したもので、故障対応も出来ず、予約、表示、放送、管理業務で業務継続に重大な支障が出ているため行うものです。実際の作業は、炉前や待合室などの表示機50台も、故障対応のできない映像方式から安価で汎用性のあるデジタル方式に変更しケーブルを含めその他の電子機器もすべて入替えるため、日中、夜間を通して作業を行い、旧システムのデータ移行や稼働テストまで行う極めて大規模なものです。このような状況下での音声電話を使用した手作業による受付は、公正性の確保の客観的視点や二重予約などの取り返しのつかない間違いの発生の危惧がある為、申し訳ありませんが、対応できませんので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。
7			切り替え中に予約できないのであれば、影響の少ない夏場等に実施してほしい。	システム管理上、年度を2つのシステムで管理することはできません。今回、旧システムで3月31日までを管理し4月1日分から新システムで管理することとなります。旧システムと新システムが二重で管理することになる3月23日(木)11:00から3月31日(金)分までは、双方のデータを、千葉市において、それぞれの期間を管理しているシステムに再度入力し引き継ぎます。したがってこの二重管理となる部分への対応期間は、出来るだけ短期間にすることが望ましく、年度切り替え時以外は、できませんので、ご不便をおかけしますが、なにとぞ、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。